草津白根山（本白根山）の噴火警戒レベル判定基準　　令和７年４月 15 日現在

<table>
<tr><th>レベル</th><th>当該レベルへの引き上げの基準</th><th>当該レベルからの引き下げの基準</th></tr>
<tr><td>5</td><td>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫】
・溶岩流が居住地域に切迫
【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生】
・溶岩流が居住地域に到達</td><td rowspan="2">各レベルに該当する現象が観測されなくなった場合には、活動状況を勘案して総合的に判断する。</td></tr>
<tr><td>4</td><td>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】
・山体内に規模の大きな地震が多発
・多量のマグマ上昇を示す顕著な地殻変動
・溶岩流が居住地域に到達する可能性</td></tr>
<tr><td>3</td><td>【火口から概ね２km まで大きな噴石が飛散する、あるいは居住地域近くまで火砕流が到達するような噴火の可能性】
・ 傾斜変動を伴う振幅の大きな火山性微動が発生（傾斜変動、火山性微動の規模はいずれもレベル２の基準を上回る）
・ 逢ノ峰付近浅部の火山性地震の増加、かつ、火口付近ごく浅部の火山性地震の増加（いずれの地震もレベル２の基準を上回る）
・ 噴気活動の活発化、地熱域の拡大
・ 噴出物中にマグマ起源の物質が増加
【火口から概ね２km まで大きな噴石が飛散する、あるいは居住地域近くまで火砕流が到達するような噴火が発生】
・ 火口から１km～２km の範囲に大きな噴石が飛散
・ 火口から居住地域近くまで到達する火砕流の発生（火口から１km 以内にとどまる程度のものは除く）</td><td>火口から概ね２km まで大きな噴石が飛散する、あるいは居住地域近くまで火砕流が到達する噴火が発生せず、左記の現象がみられなくなってから概ね１ケ月経過後。
火口から概ね２km まで大きな噴石が飛散する、あるいは居住地域近くまで火砕流が到達する噴火の発生後、噴火が発生しなくなる、もしくは火口から概ね１km まで大きな噴石が飛散する噴火にとどまる活動に低下した場合、レベル引上げ後の活動評価を基本に、防災対応の状況も考慮してレベル引き下げを検討する。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>【火口から概ね１km まで大きな噴石が飛散する噴火の可能性】
・ 傾斜変動を伴う振幅の大きな火山性微動が発生（青葉山西観測点 UD　概ね 20μm/s 以上）
・ 逢ノ峰付近浅部の火山性地震の増加（前一週間で概ね 10 回）、かつ、火口付近ごく浅部の火山性地震の増加
・ 火口付近ごく浅部の BH 型地震の多発
・ 逢ノ峰付近浅部または火口付近ごく浅部の低周波地震（BL 型地震）や火山性微動の増加
・ 明瞭な噴気活動、地熱域の出現
・ 火口付近浅部の膨張を示す地殻変動
【火口から概ね１km まで大きな噴石が飛散する噴火が発生】
・ 火口周辺に降灰する程度の微小な噴火を含め、火口から１km 以内に大きな噴石が飛散</td><td>噴火の発生がなく、地震活動も静穏時の状態に戻り、噴気活動や地熱域、地殻変動に活発化の傾向が明瞭にみられなくなってから概ね数ケ月経過後。火口付近ごく浅部の BH 型地震の多発でレベルを上げた場合、地震活動が静穏時の状態に戻ればレベルを下げる。
ただし、噴気活動や地熱域、地殻変動に活発化の傾向が明瞭にみられなくなったと判断してレベル１に下げた後に、再び火山活動が高まる傾向に転じたと判断した場合は、左記の基準に達していなくてもレベル２に戻す。</td></tr>
</table>

・ 各項目のいずれかが観測された場合に当該レベルへ引き上げる。
・ ここでいう「火口」とは、2018 年１月 23 日に発生した噴火の火口が分布する領域をいい、表中の距離はこの領域の中心からの距離で表現している。
・ 上記以外の火山現象やデータ変化を観測した場合は、それらも加味した上でレベルを判断することもある。
・ ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。
・ 火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない（下がるときも同様）。
・ レベル引上げ基準に達しない程度の火山活動の高まりや変化が認められた場合、必要に応じて臨時の「火山の状況に関する解説情報」を発表し、火山の活動状況や警戒事項をお知らせする。
・ 以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直すこととする。